

平成 31 年度（令和元年度）の報告に関する結果の修正（令和 4 年度末更新）

1. 平成 31 年度（令和元年度）水銀等の貯蔵に関する報告の集計結果

平成 31 年度（令和元年度）の結果に数字の修正がありましたので、以下のとおり修正いたします。（修正箇所は赤字斜体）

（1）報告を行った事業所数・物質ごとの報告件数及び年度末貯蔵量（修正なし）

（2）報告を行った事業所の属性別・目的別の報告件数及び年度末貯蔵量（修正なし）

（3）廃棄物となった量（修正なし）

（4）「指針に基づき実施した取組等」の実施状況

水銀等の貯蔵に関する環境汚染防止措置（別紙 1 参照）の報告件数は図 1 のとおりです。

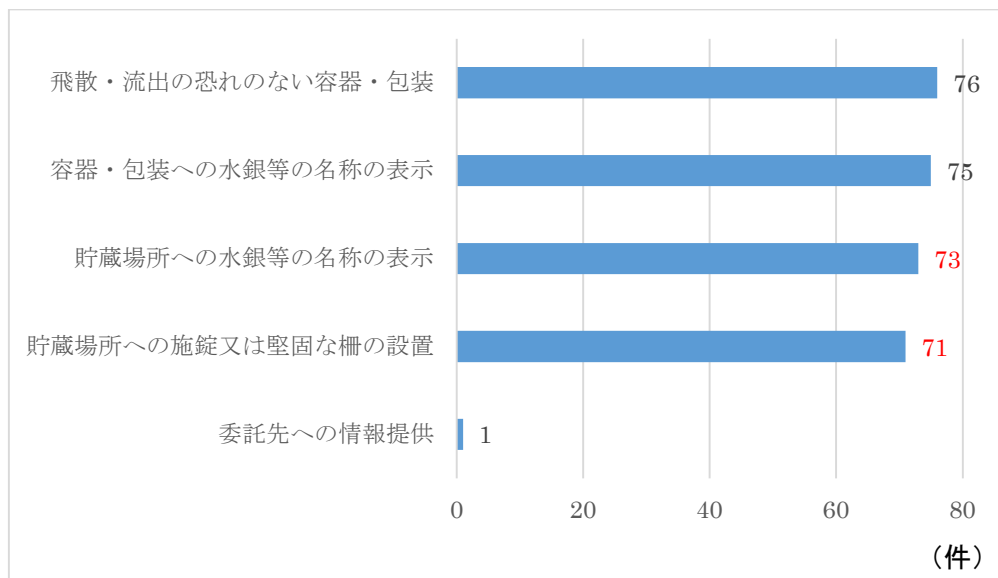


図 1 水銀等の貯蔵に関する環境汚染防止措置の報告件数（平成 31 年度（令和元年度））

なお、指針では、水銀等の貯蔵を他者に委託する際に、貯蔵を委託するものが水銀等である旨の情報を相手方（委託先）に提供することとされています。平成 31 年度（令和元年度）の報告において、他者に水銀等の貯蔵の委託を行ったと報告した事業所が 1 事業所あり、相手方に対する情報提供を適切に行っていることを確認しました。

その他の環境汚染防止措置として、例えば、以下のような取組が実施されていました。

- 社内研修（3 件）
- 水銀等の貯蔵に関する手順書等の作成（4 件）
- 安全データシート（SDS）作成（2 件）
- 定期点検（2 件）
- リスクアセスメントの実施（2 件）

（別紙１）水銀等貯蔵者に求められる環境汚染防止措置

1. 水銀等の容器又は包装は、水銀等が飛散し、又は流出するおそれのないものとする。
2. 水銀等の容器又は包装に、水銀等の名称（水銀等の混合物（辰砂を除く。）にあつては、水銀等の名称及び含有量）を表示すること。
3. 水銀等を貯蔵する場所に、水銀等の名称を表示すること。
4. 水銀等を貯蔵する場所に、鍵をかける設備を備えること。ただし、その場所が性質上鍵をかけることができないものであるときは、この限りでない。
5. 水銀等を貯蔵する場所が性質上鍵をかけることができないものであるときは、その周囲に、堅固な柵を設けること。
6. 水銀等の貯蔵を他の者に委託するときは、その相手方に対し、その貯蔵を委託するものが水銀等である旨の情報を提供すること。

（出典：水銀等の貯蔵に係る環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針）

2. 平成 31 年度（令和元年度）水銀含有再生資源の管理に関する報告の集計結果

（１）報告を行った事業所数、種類別の報告件数及び年度末管理量

水銀含有再生資源の管理に関する報告を行った事業所は全国で 317 事業所でした。また、報告された水銀含有再生資源の種類としては「非鉄金属製錬スラッジ」、「歯科用アマルガム」、「分析用途で使用された水銀」、「製品から回収された水銀」、「酸化銀電池」等がありました。

水銀含有再生資源の報告件数は計 319 件、年度末時点で管理されていた水銀含有再生資源の量（年度末管理量）は計 395,991 kg（湿重量）及び計 1,301 kg（乾重量）でした。水銀含有再生資源の種類別の内訳は、表 1 のとおりです。

なお、事業所によって複数種類の水銀含有再生資源を管理している場合があるため、報告を行った事業所数と、水銀含有再生資源の種類別の報告件数の合算値は異なります。

表 1 水銀含有再生資源の管理に関する種類別の報告件数及び年度末における管理量（平成 31 年度（令和元年度））

		非鉄金属 製錬スラッジ	歯科用 アマルガム	分析用途 で使用され た水銀	製品から 回収され た水銀	酸化銀 電池	その他	合計
報告件数（件）		9 (3 %)	265 (83 %)	19 (6 %)	7 (2 %)	15 (5 %)	4 (1 %)	319 (100 %)
年度末 管理量 (kg)	湿重量	392,837	82	203	112	636	2,121	395,991
	乾重量	—	112	10	—	1,180	—	1,301

注：管理量及びパーセンテージの合算値は四捨五入の関係で合計と異なる場合があります。

（２）生じた量、譲り渡した量、処分作業を行った量等

①非鉄金属製錬スラッジ（修正なし）

②歯科用アマルガム（修正なし）

③分析用途で使用された水銀

平成 31 年度（令和元年度）の報告対象期間内に新たに分析機器から回収され、水銀含有再生資源として生じた精製前の水銀量は、計 3,574 kg（湿重量）及び計 108 kg（乾重量）でした。また、精製作業が行われた量は計 3,739 kg（湿重量）及び計 71 kg（乾重量）¹でした。

④製品から回収された水銀（修正なし）

⑤酸化銀電池（修正なし）

¹ 報告のあったすべての事業者の「処分作業を行った量」を集計した値。処分作業を委託した事業者からの報告値と処分作業を委託された事業者からの報告値が含まれているため、重複があります。処分作業を委託した事業者が報告した処分作業を行った量は 3,739 kg（湿重量）でした。

⑥その他の水銀含有再生資源

平成 31 年度（令和元年度）の報告対象期間内に新たに水銀含有再生資源として生じたその他の水銀含有再生資源量は、計 466 kg（湿重量）でした。また、処分作業が行われた量は、計 4,375 kg（湿重量）でした。

（３）廃棄物となった量

水銀含有再生資源の各種類について、報告対象期間内に廃棄物となった量は表 2 のとおりです。

表 2 報告対象期間内に廃棄物となった水銀含有再生資源の量（平成 31 年度（令和元年度））

		非鉄金属 製錬スラッジ	歯科用 アマルガム	分析用途 で使用さ れた水銀	製品から 回収され た水銀	酸化銀 電池	その他	合計
報告件数（件）		0 (0 %)	0 (0 %)	4 (57 %)	1 (14 %)	0 (0 %)	2 (29 %)	7 (100 %)
廃棄物と なった量 (kg)	湿重量	—	—	75	—	—	865	940
	乾重量	—	—	—	74	—	—	74

注：パーセンテージの合算値は四捨五入の関係で合計と異なる場合があります。

（４）「指針に基づき実施した取組等」の実施状況

水銀含有再生資源の管理に関する環境汚染防止措置（別紙 2 参照）の実施報告件数は図 2 のとおりです。

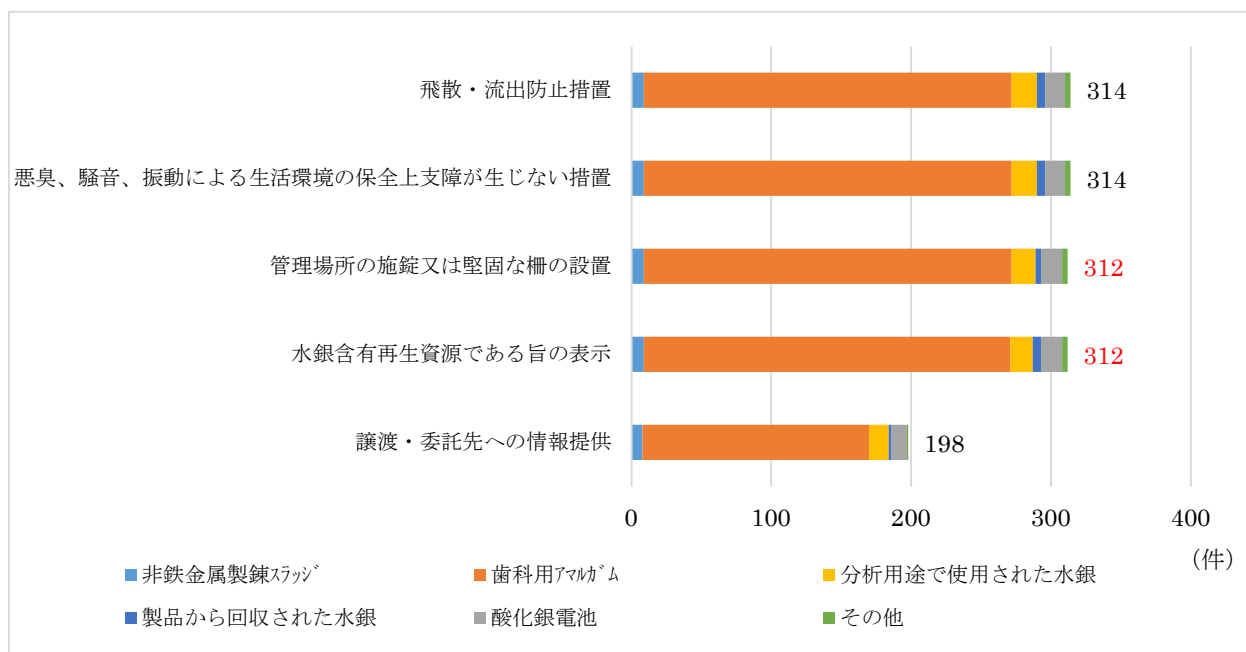


図 2 水銀含有再生資源の管理に関する環境汚染防止措置の報告件数（平成 31 年度（令和元年度））

その他の環境汚染防止措置として、例えば、以下のような取組が実施されていました。

- 社内研修及び社内勉強会（23 件）
- 水銀含有再生資源の管理に関する手順書等の作成（7 件）
- 安全データシート（SDS）作成（5 件）
- 定期点検（1 件）

(別紙2) 水銀含有再生資源の管理者に求められる環境汚染防止措置

第一 管理（保管、運搬又は処分作業の実施）に共通する事項

1. 水銀含有再生資源が飛散し、又は流出しないようにすること。
2. 水銀含有再生資源の管理に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
3. 水銀含有再生資源の保管、運搬又は処分作業（有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約附属書IVBに掲げる処分作業をいう。）を他の者に委託するときは、その委託する相手方において1、2及び本項に掲げる措置と同等の措置及び保管を委託する場合にあっては第二に掲げる措置と同等の措置が講じられるよう、その相手方に対し、必要な情報を提供すること。
4. 水銀含有再生資源を譲渡するときは、その譲渡する相手方に対し、その譲渡するものが水銀含有再生資源である旨の情報を提供すること。

第二 保管に関する事項

1. 水銀含有再生資源の容器は、水銀含有再生資源が飛散し、又は流出するおそれのないものとする。
2. 水銀含有再生資源の容器及び水銀含有再生資源を保管する場所に、保管するものが水銀含有再生資源である旨を表示すること。
3. 水銀含有再生資源を保管する場所に、鍵をかける設備を備えること。ただし、その場所が性質上鍵をかけることができないものであるときは、この限りでない。
4. 水銀含有再生資源を保管する場所が性質上鍵をかけることができないものであるときは、その周囲に、堅固な柵を設けること。

（出典：水銀含有再生資源の管理に係る環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針）